

貸 借 取 引 参 加 者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
代表執行役社長 下山田 守邦

貸借取引の銘柄別制限措置の実施等について

最近における貸借取引の利用状況等に鑑みて、貸借取引の銘柄別制限措置の実施等について、下記のとおりご通知申し上げます。

貴社におかれましては、当該銘柄の置かれている状況をご理解のうえ貸借取引をご利用いただくとともに、併せて当該銘柄の制度信用取引をご利用されるお客様に対しても、同措置による制度信用取引のご利用等にかかる制約についてご注意、ご説明をお願い申し上げます。

記

1. 貸株利用等に関する注意喚起の通知

コード	対象銘柄
3320	クロスプラス(株)
3399	(株)丸千代山岡家

※ 当該銘柄の制度信用取引をご利用されるお客様に対しては、貸借取引の申込制限措置等の実施の可能性がある旨ご注意、ご説明いただくようお願い申し上げます。

2. 申込停止措置の実施

(実施日(約定日)：2026年7月29日)

コード	対象銘柄	停止の対象
3159	丸善CH I ホールディングス(株)	イ、ロ
3172	ティーライフ(株)	イ、ロ
3662	(株)エイチームホールディングス	イ、ロ
6778	(株)アルチザネットワークス	イ、ロ
9262	(株)シルバーライフ	イ、ロ

(停止の対象)

- イ. 制度信用取引の新規売り(自己の信用売りを含む。)に伴う貸株申込および融資返済申込み
 - ロ. 制度信用取引による買い(自己の信用買いを含む。以下同じ。)の現引きに伴う融資返済申込みおよび貸株申込み
 - ハ. 金融商品取引所の立会外取引およびPTSにおける立会外取引に類似する取引を利用した制度信用取引による買いの転売に伴う融資返済申込みおよび貸株申込み
- ただし、弁済繰延期限到来分のロ、およびハ、につきましては対象外といたします。
また、東証市場銘柄が対象の場合、PTS市場における貸借取引対象銘柄にも同じ措置が適用されますのでご留意ください。

以 上